

ご意見を募集します

平塚市子ども・子育て会議条例の一部改正（案）について

平塚市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村等による合議制の機関」として、主に子ども・子育て支援に関することを調査審議してきました。

同会議の対象に若者を含め、子ども・若者から子育て当事者への切れ目ない施策について総合的に調査審議するため、平塚市子ども子育て会議条例の一部改正を行います。

この一部改正（案）に対する市民の皆様からのご意見を募集します。多くの意見をお待ちしております。

1 意見の募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月1日（月）まで

2 意見の提出方法

ご意見は、氏名、住所、電話番号等の連絡先を明記の上、次の方法によりご提出ください。書式は問いませんが、よろしければ裏面の「意見カード（市ホームページにも掲載しています）」をご利用ください。

(1) 郵送	
〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 保育課 宛 ※公民館などに設置してある「市長への手紙」を利用することもできます。 封筒の表面に「子ども・子育て会議条例への意見」と明記し、必要事項をご記載 ください。	
(2) F A X	
0120-70-4589（なでしこファクス、通信料無料）	
(3) 直接持参	
平塚市役所 本館1階 保育課 101窓口	
(4) 電子メール	
hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp	
(5) 電子申請システム	
次の2次元バーコード又は市ホームページをご覧ください。	

3 意見への対応

ご意見に対して個別の回答は行いませんが、後日内容ごとに市の考え方を整理し、公表します。公表にあたっては、氏名、住所、電話番号等の個人情報は掲載しません。

なお、意見提出に際して収集した個人情報は、パブリックコメント手続に関する事務以外の目的では、一切使用しません。

(宛先) 平塚市役所 保育課

意見カード

「平塚市子ども子育て会議条例の一部改正（案）」への意見は次のとおりです。

お名前	
ご住所	
会社名 (学校名)	(平塚市在住でない方で、平塚市在勤・在学の方のみ記入してください。)
連絡先 (電話番号、 E-Mail 等)	
ご意見	
(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	

※企業・団体の場合は、企業・団体名と代表者名又は部署・担当者名を記入してください。

平塚市子ども・子育て会議条例の一部改正（案）の概要

1 改正の概要

「平塚市子ども・子育て会議」は、これまで主に子ども・子育て支援に関すること（「平塚市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理など）を調査審議してきました。

一方で、令和7年2月にこども基本法に基づき策定した「平塚市こども計画」は、子ども・子育て支援事業計画等に加え、新たに子ども・若者計画を内包し、計画の対象を若者まで広げました。そのため、青少年の健全育成や、昨今の課題となっている児童虐待、いじめ、不登校、発達障害等に対する取組に加え、若者支援に関する施策を推進していくために、子どもの頃からの切れ目ない施策について考える必要があります。

そこで、「平塚市子ども・子育て会議条例」を一部改正し、子ども・子育て会議へ青少年問題協議会を統合するとともに、若者の委員を加えることで、「平塚市こども計画」を含めたこども施策の総合的な推進と、子ども・若者から子育て当事者への切れ目ない施策について調査審議していきます。

2 改正の考え方

（1）子ども・子育て会議委員の見直し

子ども・子育て支援に関することに加え、若者施策に関する事項も調査審議するため、施策の当事者である若者を委員に加える等委員の見直しをします。

（2）青少年問題協議会を子ども・子育て会議に統合

青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日施行）により、戦後間もない混乱期の非行少年が多かった時代に、主に非行の防止や矯正を目的として設置され、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関等との連絡調整を行ってきました。時代の変化とともに役割が変わってきたこと、子ども・若者を取り巻く状況が、非行防止に加え課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、青少年だけでなく各年代を通して幅広い視点で協議し、課題に応じた検討を行うため、子ども・子育て会議に青少年問題協議会を統合します。

平塚市子ども・子育て会議（平成25年度設置）

「平塚市こども計画」の進捗管理のほか、子ども・若者・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要なことを審議する合議制の附属機関
根拠法：子ども・子育て支援法

平塚市青少年問題協議会（昭和32年度設置）

青少年の指導、保護育成及び矯正について、総合的施策の樹立に関する調査審議と総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を目的とする会議
根拠法：地方青少年問題協議会法

3 主な改正内容

(1) 第1条「設置」

「地方青少年問題協議会法の規定に基づくこと」及び「こども基本法に規定するこども施策の推進を図ること」を追加します。

(2) 第2条「所掌事務」

市長の諮問に応じて調査審議する事項を次のとおりとします。

- ・子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- ・地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項
- ・こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項

平塚市子ども・子育て支援法第72条第1項各号

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第四項に規定する事項を処理すること。
- 3 第五十四条の二第二項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 5 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

地方青少年問題協議会法第2条第1項各号

- 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(3) 第4条「委員」

若者当事者を加えるとともに、こども施策に関する学識経験者、こども施策に関する事業に従事する者、こども施策に関する団体に属する者、こども施策に関する行政機関職員、公募に応じた市民等を委員とします。

4 今後のスケジュール

令和8年12月 平塚市子ども・子育て会議条例の改正

令和9年 6月 平塚市子ども・子育て会議条例改正条例の施行

平塚市青少年問題協議会条例の廃止

○平塚市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 平塚市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項の規定により本市が定める計画をいう。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健福祉関係団体の代表者
 - (3) 保育・教育関係団体の代表者
 - (4) 商工労働関係団体の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 公募に応じた市民
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、

部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。